○農林水産省告示第六百五十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百三十二条及び同令第百三十三条において準用する同令第九十八条第二号の規定に基づき、果樹共済基準収穫量等設定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

果樹共済基準収穫量等設定準則

第一　基準収穫量

1　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百五十条第一項の基準収穫量（以下「基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百十九条第一項（規則附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式をいう。以下同じ。）に応じ、当該各号に定める数量とする。

一　全相殺減収方式（規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。）、全相殺品質方式（同項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。）及び果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号。以下「標準収穫量準則」という。）第一第五項第二号の規定により標準収穫量（法第百四十八条第一項第一号の標準収穫量をいう。以下同じ。）を定めた半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）（特定危険方式（規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。）を除く。）

隔年結果のない共済目的の種類にあっては標準収穫量、隔年結果のある共済目的の種類にあっては標準収穫量に組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び類区分等（標準収穫量準則第一第一項に規定する類区分等をいう。以下同じ。）ごとの収穫量変動係数（過去六年間における各年の単位面積当たり収穫量及び過去五年間における各年とその各前年との単位面積当たり収穫量の差を勘案して、隔年結果の状況を表す係数として組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める数をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量

二　標準収穫量準則第一第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた半相殺方式（特定危険方式を除く。）　標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数（樹園地ごと及び類区分等ごとに、標準収穫量準則第一第二項に規定する標準収穫量表の設定の基礎となった平均的な園地条件の程度に対する当該樹園地の園地条件の程度の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。）及び肥培管理指数（樹園地ごと及び類区分等ごとに、当該標準収穫量表の設定の基礎となった平均的な肥培管理の程度に対する当該樹園地の肥培管理の程度の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、当該数量に隔年結果指数（樹園地ごと及び類区分等ごとに、標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に対する当該樹園地のその年産の隔年結果の状況により見込まれる収穫量の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量）を、組合員等及び類区分等につき合計して得た数量

三　標準収穫量準則第一第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた樹園地方式（特定危険方式を除く。）　標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数及び肥培管理指数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、当該数量に隔年結果指数を乗じて得た数量）

四　標準収穫量準則第一第五項第二号の規定により標準収穫量を定めた樹園地方式（特定危険方式を除く。）　標準収穫量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、標準収穫量に組合員等ごと及び類区分等ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）を結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分して得た数量

五　半相殺方式（特定危険方式に限る。）　樹園地ごと及び類区分等ごとの着果数（摘果終了時（一般に摘果を行わない果樹にあっては、開花後着果の状況が明確になる時期）において当該樹園地及び当該類区分等につき着果している当該年産の果実の数をいう。以下同じ。）に平均果実重（その地域における代表的な集出荷施設の過去二年間における出荷実績等に基づき、組合等が類区分等ごとに定めた果実の重量をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量（その数量が次に掲げる収穫量を下回る場合にあっては、当該収穫量）を、組合員等及び類区分等につき合計して得た数量

イ　標準収穫量準則第一第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた場合にあっては、標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量

ロ　標準収穫量準則第一第五項第二号の規定により標準収穫量を定めた場合にあっては、標準収穫量を結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分して得た数量

六　樹園地方式（特定危険方式に限る。）　樹園地ごと及び類区分等ごとに、着果数に平均果実重を乗じて得た数量（その数量が前号イ又はロに掲げる収穫量を下回る場合にあっては、当該収穫量）

七　地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）　標準収穫量準則第一第一項第四号の組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、統計単位地域ごと及び類区分（法第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）ごとの当該組合員等の栽培面積及び同項の樹齢構成係数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、当該数量に統計単位地域ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）

2　前項第二号及び第三号の規定により組合等が定める半相殺方式及び樹園地方式の基準収穫量は、当該基準収穫量を組合等ごと及び類区分ごとに合計して得た数量が、当該基準収穫量の算定の基礎となった標準収穫量を組合等ごと及び類区分ごとに合計して得た数量の百分の百十に相当する数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあっては当該組合等が属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に、特定組合等にあっては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

3　都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二　樹園地別基準収穫量

規則第百三十一条第三号に規定する樹園地別基準収穫量（以下「樹園地別基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

一　標準収穫量準則第一第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた半相殺方式及び樹園地方式（特定危険方式を除く。）　標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数及び肥培管理指数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、当該数量に隔年結果指数を乗じて得た数量）

二　標準収穫量準則第一第五項第二号の規定により標準収穫量を定めた半相殺方式及び樹園地方式（次号に掲げるものを除く。）　標準収穫量（隔年結果のある共済目的の種類にあっては、標準収穫量に組合員等ごと及び類区分等ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）を、結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分した数量

三　半相殺方式及び樹園地方式（特定危険方式に限る。）　樹園地ごと及び類区分等ごとの着果数に平均果実重を乗じて得た数量（その数量が、標準収穫量準則第一項第三号又は第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた場合にあっては第一号に掲げる数量を、同項第二号の規定により標準収穫量を定めた場合にあっては前号に定める数量をそれぞれ下回る場合にあっては、当該第一号又は前号に掲げる数量）